

地域密着型サービス事業の概要

7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 地域密着型通所介護																																	
<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは 要介護状態となった場合、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。</p>	<p>(1) 看護小規模多機能型居宅介護とは 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せによるサービスのこと。訪問看護の基本方針と小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行う。</p>	<p>(1) 地域密着型通所介護とは 利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。</p>																																	
<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	要介護 1～5	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	要介護 1～5	<table border="1"> <tr> <td>利用者</td> <td>地域密着型通所介護</td> <td>要介護 1～5</td> </tr> </table>	利用者	地域密着型通所介護	要介護 1～5																										
利用者	要介護 1～5																																		
利用者	要介護 1～5																																		
利用者	地域密着型通所介護	要介護 1～5																																	
<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p>	<p>(2) 指定基準の概要 ① 人員に関する基準</p>	<p>(2) 主な指定基準 ① 人員基準</p>																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">訪問介護員等の員数</td> <td>オペレーター</td> <td>ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。</td> </tr> <tr> <td>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</td> <td>必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。</td> </tr> <tr> <td>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</td> <td>提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。</td> </tr> <tr> <td>訪問看護サービスを行う看護師等</td> <td>常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。</td> </tr> </table>	訪問介護員等の員数	オペレーター	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。	訪問看護サービスを行う看護師等	常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。	<table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td>専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>常勤換算方法で2.5以上(1人以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従</td> </tr> <tr> <td>登録定員 通いサービス 宿泊サービス</td> <td>29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人</td> </tr> </table>	管理者	専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師	代表者	①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)	看護職員	常勤換算方法で2.5以上(1人以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、 指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。	介護支援専門員	居宅サービス計画・ 看護小規模多機能型居宅介護計画 の作成に専従	登録定員 通いサービス 宿泊サービス	29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人	<table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td colspan="2">専従常勤 1人以上(兼務可)</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>提供日ごと、サービス提供時間に応じて1以上</td> <td rowspan="2">2職種のうち1人以上は常勤</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が15人を超える場合、計算式に従った配置が必要</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>①利用定員が11人以上の場合サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置</td> <td>②の場合は、介護職員の考え方で配置可能</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td colspan="2">1以上</td> </tr> </table>	管理者	専従常勤 1人以上(兼務可)		生活相談員	提供日ごと、サービス提供時間に応じて1以上	2職種のうち1人以上は常勤	介護職員	サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が15人を超える場合、計算式に従った配置が必要	看護職員	①利用定員が11人以上の場合サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置	②の場合は、介護職員の考え方で配置可能	機能訓練指導員	1以上	
訪問介護員等の員数		オペレーター	ア提供時間帯を通じて1人以上。常駐する必要はなく、訪問介護員と同行でも可能。イサテライト拠点を有する事業所は、本体となる事務所及びサテライトのいずれかで1人配置されていること。																																
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	必要な数で、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。																																
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されること。																																
	訪問看護サービスを行う看護師等	常勤換算方法で2.5人以上。ただしサービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※連携型の場合、連携指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う。																																	
管理者	専従かつ常勤(兼務可) 次のいずれかに該当 a 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を終了したもの b 保健師又は看護師																																		
代表者	①特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ②保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 (①②は要研修終了)																																		
看護職員	常勤換算方法で2.5以上(1人以上は常勤の保健師または看護師) ※指定訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、 指定訪問看護事業所の人員基準を満たすことで人員基準を満たしているものとみなす。																																		
介護支援専門員	居宅サービス計画・ 看護小規模多機能型居宅介護計画 の作成に専従																																		
登録定員 通いサービス 宿泊サービス	29人以下 登録定員の「2分の1」～18人 通いサービスの利用定員の「3分の1」～9人																																		
管理者	専従常勤 1人以上(兼務可)																																		
生活相談員	提供日ごと、サービス提供時間に応じて1以上	2職種のうち1人以上は常勤																																	
介護職員	サービス提供の単位ごとに、常時1人以上確保 ※利用定員が15人を超える場合、計算式に従った配置が必要																																		
看護職員	①利用定員が11人以上の場合サービス提供の単位ごとに、1以上の必要な数 ②利用定員が10人以下の場合サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員を1以上配置	②の場合は、介護職員の考え方で配置可能																																	
機能訓練指導員	1以上																																		
<p>管理者 専従常勤 (管理上支障がない場合は事業所の他の職務に従事できる)</p>	<p>(2) 設備に関する基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">設備・備品等</td> <td>居間・食堂</td> <td>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。</td> </tr> <tr> <td>居室・食堂</td> <td>適当な広さを有すること 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)</td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td>事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</td> </tr> </table>	設備・備品等	居間・食堂	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他 指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。	居室・食堂	適当な広さを有すること 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)	立地	事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。	<p>(2) 設備基準 ア 事務所 イ 相談室 ウ 食堂 エ 機能訓練室 オ 静養室 カ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 キ その他必要な設備や備品</p> <p>ウとエを合計した面積は、3㎡に利用者定員を乗じて得た面積以上</p>																										
設備・備品等	居間・食堂		居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他 指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に必要な設備及び備品等を備える。設備は専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの事業の用に供することを基本とする。																																
	居室・食堂		適当な広さを有すること 個室の定員:1人(必要と認められる場合は2人) 個室の床面積:7.43㎡以上(病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人) 個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積(個室以外)が概ね7.43㎡×(宿泊サービス利用定員一個室の定員数)以上 プライバシーが確保された構造(プライバシーが確保された居間を面積に参入可)																																
	立地	事業者は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。																																	
<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア必要な広さの専用区画・サービス提供に必要な設備・備品等を備える。 イ利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるよう事業所ごとに、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、随時適切に通報を受けられる通信機器等備える。 ウ利用者が援助を必要とするときに適切にオペレーターに通報できるケアコール端末を配布する。</p>	<p>(3) 運営に関する基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅サービス事業者等との連携 エ 身分を証する書類の携行 オ サービスの提供の記録 カ 利用料等の受領 キ 主治医との関係 ク 居宅サービス計画の作成 ケ 法定代理受領サービスの報告 コ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 サ 看護小規模多機能型居宅介護計画・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成 シ 介護等 ス 社会生活上の便宜の提供等 セ 調査への協力等 ソ 居住機能を担う併設施設等への入居</p>	<p>(3) 運営に関する主な基準(主な事項)</p> <p>ア サービス提供困難時の対応 イ 心身の状況等の把握 ウ 居宅介護支援事業者等との連携 エ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 オ 居宅サービス計画に沿ったサービス提供 カ 居宅サービス計画等の変更の援助 キ サービスの提供の記録 ク 利用料等の受領 ケ 地域密着型通所介護計画の作成 コ 地域との連携等</p>																																	